シリーズ人権教育　第１１２回

ＤＶ（配偶者やパートナーからの暴力）

内閣府の調査では、配偶者から何度も暴力を受けたという女性が１０・８％に上ります。

　理由はなんであれ、暴力は許されない行為です。

　ＤＶの被害者は、強い恐怖や「助けてくれる人は誰もいない」という無力感に陥ることもあります。

　暴力を受けた人は、ひとりで考え込まないで、勇気を出して、相談をしてください。

**DVの相談先**

**※「 DV（配偶者やパートナー**

**からの暴力）」の相談先**

**市役所**

**こども家庭課**

**☎０８２－４２０―０４０７**

**広島県西部**

**こども家庭センター**

**☎０８２－２５４―０３９１**

**東広島警察署**

**☎０８２－４２２―０１１０**

ＤＶの兆候

　ＤＶが起こる場合いくつか兆候があります。

　すぐにＤＶにつながるとは言えませんが、一度チェックしてみましょう

□あなたを批判し、自信を失わせる

□口論から暴力につながることがある

□その日の行動を報告させ、生活を拘束しようとする

□あなたを友人や家族から孤立させようとする

□あなたが浮気しているのではないかと疑う、責める

ガマンしないで、あきらめないで！

　暴力はくり返し起こり、どんどん頻繁に、過激になる傾向があります。

　危険を感じる時は、その場から立ち去ることをまず考えましょう。危ないときは警察に保護を求めることも必要です。

　避難は、暴力拒否の意思表示であり、人権主張の第一歩です。

【参考資料】

　内閣府男女共同参画局　ホームページ

　広島県　パンフレット



